

室町後期の近衛家と他の撰家
（近衛政家を中心に）

石原比伊呂

The Konoe family in the latter period of Muromachi and other restraints —————

This paper is an attempt to restore relations between the Konoye family and the rest of the households in order to explore the trends of the supporters during the Warring States Period. In the previous study, there was a tendency to emphasize the opposition relationship between the Kuju household and the Konoe inhabitants out of the five households, but revealed that the actual situation was more complicated.

はじめに

「近衛家からの正室が続いた將軍義晴・義輝の時期は」「將軍家と外戚が連合し公武の協調から政權安定を図る」「足利・近衛体制」期なのであった」とは、黒嶋敏氏の言である。¹⁾ 摂関家の歴史において戦国期は近衛家の時代であった。そのような戦国期近衛家の基礎的事項については湯川敏治氏が精力的に考証したところである。²⁾ また、戦国期九条家の実態についても、『政基公旅引付』及び日根野莊研究（中世後期莊園制研究）の関連から多くの研究が蓄積されてきた。³⁾

そのような研究状況のなか、本稿の問題関心において注目されるのは水野智之氏による「足利義晴～義昭期における摂関家・本願寺と將軍・大名」である。水野氏は次のように論ずる。⁴⁾

摂関家のうち、九条家、二条家、一条家は藤原道長の子が分流して家門を形成したので、これらの三家は一門としての同族的意識があった。（略）近衛家と鷹司家は藤原家実の子が分流して家門を形成したので、ここにも同族的意識があった。

水野氏は「九条流」と「近衛流」という枠組で、五摂家各家間の親疎を見通しているのが、果たして「九条流」と「近衛流」という二項対立で捉えることが適切なのだろうか。また、この二項対立で処理してしまうことで、五家間の関係性が二流間の関係性に単純化されてしまう憾みもある。

本稿では、近衛政家期（一五世紀末から一六世紀初頭）を中心に、近衛家とその他撰家の関係を具体的に復元する。ただし、二条家については別稿を期したいので、近衛家と、一条家・九条家・鷹司家の関係性を分析対象とし、二条家については「おわりに」において簡単な見通しを述べるに止める。

一、一条家と鷹司家

当該期の五撰家内部の関係性は単純に「近衛流」「九条流」で割り切れるのか。まずは近衛家と九条流の一条家との関係を復元してみよう。

1. 近衛家と一条家

具体的に考察するのは、近衛政家と一条兼良・冬良父子との関係性である。

除目入眼也、是日余直衣始也、黄昏時分着直衣、自此亭密々乗八葉車令参内、雲客二人乗車尻、前駟二人、衣冠下結参会、番頭四人、隨身略之、直衣始之時或略之云々、有先規之由一条禪閣被相示間、就容易之儀今度略之、

右の史料から、直衣始において政家は「一条禪閣」のアドバイスに従い、隨身を省略したことがわかる。近衛政家（一四四四生）は、一条兼良（一二四〇二生）に先例故実を師事していたといえる。

今日左幕下、一乗院被来、今日下官与関白座次事先例未一決間、内々兼申談了、⁶⁾

次いで掲げたのは、政家が鷹司政平との座次相論に関して先例を左幕下（一条冬良）と相談したという内容の史料である。近衛政家は、兼良子息の冬良とも先例について意見交換する関係にあった。逆に、次のような事例もある。

従関白有書状、踐祚記録次第等可借給云々、⁷⁾

冬良も政家に先例について協力要請をしていた。兼良の薰陶を受け、また冬良という切磋琢磨する盟友を得たことで、政家本人が先例故実知識の供給源となっていたのである。もう一つ、関連史料を掲げよう。

右少弁尚蹟送使、春日祭上卿事、方々被仰之処、各故障、仍其子細被仰南都之処、学侶等事書寺門申状等、上卿無参向者不可叶、所詮故障人々注給、一段可致訴訟云々、仍被尋申近衛准后公政家、相国一条関白冬良、仍予同可尋之由有仰云々、⁸⁾

春日祭上卿を諸公卿が忌避したことにより南都とトラブルが発生した。このとき、後土御門天皇は近衛政家と一条冬良から意見を徴するよう記主の甘露寺親長に指示を出している。近衛政家と一条冬良は後土御門天皇にとって最も信用できる諮問相手であったようだ。

今日禪閣一衆殿和漢連句御月次始也、已刻參入、御人数、禪閣、右幕下御出座、近前殿殿下每度御出、随心院僧正御房、藤大納言、勘解由小路前黄、余、二条前相公、姉小路三位、右衛門督宣親、雅国時顕等朝臣、忠顕、顕基、源富仲、長興宿禰、頼秀朝臣以下也。⁹⁾

右は一条兼良が催していた「和漢連句御月次始」に関する記述である。傍線部に明らかなように、政家は兼良の月次御会にも毎回参加していた。政家と一条家との間には私的な交流も存在していたのである。¹⁰⁾

近衛政家と一条家は公私にわたって盟友ともいえる昵懇関係にあったといえるだろう。もちろん、それは何も故実面に限ったことではない。

周知のように、応仁の乱前後の時期、一条兼良は在国を繰り返すこととなる。

伝聞、一条前関白南都下向云々、亜相又八幡へ移住云々、京都依物念也、自去比之事也、太閤家門ニ令残留留給云々、不審々々。¹¹⁾

伝聞、一条前関白去月比土佐畑へ被下向云々、当殿并大納言南都大乘院居住云々。¹²⁾

前者は応仁の乱直前の文正元年（一四六六）に兼良が南都へ、一条政房が八幡へ下向したことを示す史料で、後者は応仁二年（一四六八）に一条教房（「一条前関白」）が土佐へ、兼良（「当殿」）と大納言（「政房」）が南都へと疎開したことを示す史料である。長子の教房が土佐へと下向したのは所領再建のためであり、このように一条家の

主要人物が地方下向を繰り返さざるを得なかったのは、この頃の一条家の経済的苦難を背景とする。所領からの年貢確保に苦心していた兼良の姿は、次の史料に端的である。

今日、一条禅閣自越前国御上洛、御家領醍醐等朝倉数年押領之間、為御侘事御下向、雖然於御家領者不返進、懸御目致御礼、貳萬疋進上云々¹³⁾、

越前へと下向し、朝倉氏と年貢の確保をめぐり喧々囂々の駆け引きをして、このときは、どうにか当面の二万疋だけ確保しているが、一五世紀後半の一条家は公家社会の趨勢に抗えず、困窮を極めていた。

今日内大臣（冬良公）拝賀也（歩儀也、無御第、如形雖有新造、一向半作、無門、辻子奥也、乗車之儀不叶、近來之風、仍予正親町宿処御借用、雖荒屋佐道、依内裏咫尺也、面六間之外、南方内々居処、仮為室礼為座敷也、右大弁宰相悉皆沙汰之、予不存知也）、扈從公卿殿上人等、追可尋記¹⁴⁾、

丸括弧は割注であるが、一条冬良の任内大臣拝賀に関する内容である。その際に儀礼進行の必要上、家屋を再建することとなったものの、傍線部にあるように、その出来合は著しく不十分なものであった。応仁の乱後の一条家が置かれていた状況を象徴している。そのような一条家の状況に対して、近衛政家は、どのように対応していただろうか。

今日関白亭^江参申処此御家門ニ御座之由承及間参申云々、仍於此所演説之処当年可被行除目之間其以後可辞申覚悟候、但御急之由承候間除目前可有御奏慶分候者可有辞退云々、仍拝賀事涯分可馳走之由令返答、晚景関白被^石帰、

子息の近衛尚通が早期に関白就任できるよう政家は冬良に関白退任をもちかけた。その際、拝賀奏慶を経たいという冬良の意向をくみ取り、(主に経済的であろう)援助を確約している。勿論、それは子息尚通の昇進のための投資であり、冬良を関白から引きずり下ろすことに対する反対給付という側面が強いのであるが、正当な関白在任者として故実上の過失なく退任できるよう冬良を支援していることは間違いない、一条家にとってもマイナスばかりの取引ではなかったはずだ。そこには近衛政家の一条家に対する厚情も少なからず含まれていたであろう。

一条家は先例故実の上では近衛家と盟友ともいえる関係にあったが、経済面は困窮し政家の援助を受けることもあった。近衛家と一条家は比較的良好な関係にあったといえるだろう。

2. 近衛家と鷹司家

次に、同じ近衛流の鷹司家との関係について見ていこう。

水野氏も指摘しているように、近衛家と鷹司家には本家と分家の間柄のように感じられる側面がある。

まずは、近衛政家の前の代にあたる、近衛房嗣と鷹司房平の關係が垣間見える場面を紹介しよう。文正元年の年末、鷹司房平(鷹司前関白)と政平(同大納言)が近衛邸の酒宴に招かれた(鷹司前関白、同大納言等有光臨、盃

酌教巡之後被帰宅¹⁶⁾」。それに対し鷹司父子は、近衛房嗣（「殿」と政家（「余」）を自邸に招き、返礼の酒宴を催した。¹⁷⁾政家の父あたる近衛房嗣は、同世代の鷹司房平と良好な関係にあったといえるだろう。尤も、両家の関係は、対等な友好関係とは言いきれない要素もある。

自鷹司前関白許有使、来廿五日武家可有渡御也、手長侍両三人可召賜云々、無子細之由被申之、

自鷹司殿大口小直衣帯等被借用、則被借遣了、明後日武家渡御云々、

前者は『後法興院記』の応仁元年四月一五日条であるが、ここで鷹司房平は義政渡御に際して近衛家から手長侍を借りている。後者は一週間ほど経った二三日条で、房平は同じく衣装も近衛家に頼っている。近衛家と鷹司家の良好な間柄とは、実態として近衛家が鷹司家を扶助しているような関係性にあった。そして、そのような関係性は政家の世代にも引き継がれた。『後法興院記』文明一五年（一四八三）二月二五日条には、「今夜詔宣下也、鷹司前左相府蒙関白詔」「今夜自鷹司、忠綱長貞等被召、渡装束少々被借用」と記されている。すなわち、近衛政家は鷹司政平の任関白において人員や装束を貸し出しているのである。次のような事例もある。

鷹司前関白今日被参武家云々、家領摂州細河庄被還補、為其礼也、帰路被来、¹⁸⁾

鷹司政平は所領還付を受けて武家に礼参したのだが、その帰路、近衛邸に立ち寄っている。詳細は不明ながら、

あるいは政平が武家と折衝するにあたって、近衛家が何らかの協力をしたからこそその行動ではないだろうか。であるならば近衛家は鷹司家に政治的な部分においても種々に助勢していたこととなる。もう一つ事例を掲げよう。

早日鷹司前関白被来、此両三年鷹司与関白有不快事、余今日以事次令計略和睦之儀、仍令張行朝瀆之汁、今日則鞠会也、¹⁹⁾

右は、仲違いしていた鷹司政平と一条冬良（「関白」）の間を政家を取り持ったという内容である。公私にわたり鷹司家は近衛家に依存していたといえるだろう。

このように、政家は鷹司家とも基本的には良好な間柄を構築していたように見える。しかし、この両家の関係、厳密には近衛政家と鷹司政平の間柄には、一筋縄ではいかないところもあった。

近衛政家が関白に就任したときの一齣を見てみよう。

抑今夜関白宣下也（略）抑関白一座宣下事、左府為内覧之臣超越無念之由依被申入今夜延引、²⁰⁾

政家が関白に就任し一座宣下される運びとなったのだが、このとき、超越されることとなった鷹司政平（当時の左大臣）は「自分は内覧に任じられた。にもかかわらず政家に超越されるには納得がいかない」として猛抗議した。その結果、政家への一座宣下は、いったん延期されることとなった。鷹司政平は日頃から近衛政家の世話になっておりながら、政家に対し位次相論を引き起こしたのである。

この位次相論はその後も収まらなかった。

大外記師富朝臣来、令対面余与当関白座次事昨日相尋之処、所見不分明由申之、退出後又朝来令勸進一紙、古来此儀未一決歟、²¹⁾

先の事例から四年後の文明一五年、今度は鷹司政平が関白に就任することとなったのだが、それにあたって、政家（余）は政平（当関白）との座次について中原師富に相談している。位次に関して、政平は一步も妥協しなかつたようだ。次のような事例もある。

今日参賀室町殿式日也（略）西衆（不参鷹司前関白政平公 与近衛前関白依座次相論也、年々為他日、又殿上人以下悉御対面了、次法中、大覚寺准后以下数輩御対面、摂家以下皆板輿也）、²²⁾

政家晩年に至っても政平と近衛家の座次相論は続き、武家参賀の日付をずらして調整するほどであった。政平は終生、座次にこだわる人物であり、政家に超越されたことを根に持ち続けた。前述したように、鷹司家は様々な場面で近衛の援助に頼りきっており、お世話になりっぱなしであった。にもかかわらず、である。

そのような人物であったから、公家社会の鷹司政平への視線は非常に厳しい。『長興宿禰記』の文明一一年二月三〇日条を掲げよう。

関白宣下并小除目被行之、近衛右大臣殿^{政家}令蒙関白詔給、御上首左大臣殿^{政平公}依無御才覚、御当職難叶由、兼日及御沙汰令蒙内覧宣旨給計也、

政家が政平に超越して関白就任した際、「才覚がないのだから政平が政家に超越されたとしてもしかたない」との「御沙汰」があったことを壬生晴富は書き残している。政平の才覚に対する周囲の評価とは、そのようなものであった。もう一つ史料を掲げる。

伝聞、関白家領飛行云々、是一文不通之臣任相国之罰歟、

右は『十輪院内府記』の文明一七年五月六日条であるが、中院通秀は「鷹司政平（関白）」が所領を喪失したが、一文も書けないくせに太政大臣になった罰である」と辛辣に言い放っている。政平へのシビアな評価は、公家社会に共通していたといえるだろう。要するに鷹司政平は能力不足でありながら、プライドだけは高い、面倒なトラブルメーカーだったのである。

ただし、だからといって近衛政家が鷹司家を見放したようには思われない。辛抱強く、対処し続けていたようだ。当該期、鷹司家当主政平の人格的問題により微妙な空気が流れることもあったが、基本的に近衛家は鷹司家を扶助するという関係であったとまとめられよう。

以上、本章では政家期の近衛家が基本的に一条家（九条流）・鷹司家（近衛流）と良好な関係にあったことを論じた。

当該期の五摂家を「九条流」と「近衛流」という二項対立だけで捉えるのは、やや乱暴に過ぎよう。²³⁾

二、九条家について

本章では、先行研究でも対立関係が示唆される近衛家と九条家との関係性を検討したい。

1. 九条家の状況

議論の前提として、当該期の九条家がおかれていた独特な立ち位置を確認しておこう。当該期における九条家の特徴として、まず指摘しておかなければならないのは在国の多さである。管見の限りではあるが、時系列順に眺めておこう。まずは文明八年の事例。

関白宣下也、九条殿殿大臣令蒙詔給（略）殿下御旅所小河候人弾正少弼俊通宿所也、一両日自江州坂下御出京、翌日亦御下向。²⁴⁾

九条政基が関白就任のために近江から上洛し、宣下されるや、すぐに在地下向したという内容である。応仁の乱中において九条家は近江坂本に疎開していた。次いで文明一三年の記事を掲げる。

伝聞、九条前内府上洛云々、此間南都古市ニ被居住、此両三日上洛云々、禁裏有御対面云々、⁽²⁶⁾

九条政忠が南都古市から上洛したことが記されている。傍流扱いにあった九条政忠についても、基本的には在国していたことがわかる。九条政忠については、次のような史料もある。

今曉関白（政忠公五十歳）薨給云々、自去月十日比例流布之歓楽云々（不及拝賀薨給、先例希也、然而今度拝任事、為流身無益之由、世以存之）、⁽²⁶⁾

政忠は「流身」のまま関白に在任し、長享二年（一四八八）に拝賀を遂げないまま死去した。関白在任中においても在国していたということである。

さらに、九条家の在国に関しては、家領日根野への下向についても触れておかなければならないだろう。

伝聞、唐橋在数朝臣昨日於九条家門被誅伐云々、年来彼家門領令自專一向及闕乏間、近日被勘気処推而令出仕種々致悪口間如此云々、不便至極事也。⁽²⁷⁾

明応五年（一四九六）の初め、九条政基が唐橋在数を殺害した咎を契機に日根野下向を余儀なくされたことは余りにも有名であろう。この日根野下向も含めて九条家の人々は長期間にわたって在国していた。そして、在国期間が長くなると、都に残った公家衆からの扱いは冷ややかになっていく。

俊通朝臣九条殿朝臣來、九条殿家礼事、先年辞申畢、如元令家礼者可為祝着之由称之、条々所存分問答不領状28、

中御門宣胤が九条家の家礼を辞退し、復帰要請についても一蹴したという内容である。九条家の場合は単に在国期間が長いだけでなく、件の唐橋在数殺害事件などのトラブルも抱えており、それらも相俟って、一部の中下級貴族からは出仕先として失格の烙印が押されるに至っていたのである。

当該期の九条家は、家長の在国期間が長く、摂関を襲う家としては不適合状態にあったといえるだろう。とはいえ、在国していたからといって九条家の人々、なかでも政基が、自身の昇進を諦めていたかという点、決してそうではなく、むしろ貪欲とさえ表現できる情熱を持っていた。

摂関家として圏外にあったように見えなくもない九条家は近衛家にとって、どのような存在であったか。青年期の政基に関する史料を掲げよう。

伝聞、去十二日両幕下事被宣下云々、左洞院大納言公教右三条大納言公教辞退二条右大臣左政綱西園寺内大臣右実盛、抑幕下事九条家門二自去比堅勅約也、然而被両卿拜任言語道断曲事也、九条大納言色々被申所存之処、勅約事御忘却云々、此替今度有右府闕者可有勅許之由被仰出云々29、

文正元年（一四六六）における左右大将の人事についての記事である。ここで九条政基は勅約が反故にされたとして激怒している（傍線部）。そして、引き替えとして次の機会での大臣昇進の確約を取り付けた（波線部）。

そのような熱意の成果であろうか、九条政基は五摂家当主として順調に昇進を重ね、文明八年には関白へと就任

した。³⁰ また、それだけにとどまらず政基は一歳年長の近衛政家より六年も早く准后宣下を受けている。³¹

九条政基は五撰家の中でもサラブレッド的存在であったようだ。近衛政家の視点に立つならば、九条家は常に「目の上のたんこぶ」であり、昇進の行方を阻む障害であったということになる。

今夜関白奏慶云々、就余先途事遅々迷惑之由、以右大弁宰相歎申間、為武家被責伏云々、³²

文明二年の正月、近衛政家は「先途遅々」に困惑していた。政家の関白就任は決定していたのだが、現任の九条政基が辞表を提出しないため、なかなか宣下が実現しなかったからである。困った政家は將軍家（「武家」）を頼って政基に圧力をかけた。しかし、九条政基は武家執奏があっても、なおも関白辞任に同意しなかった。

先途事遅々迷惑之由申入趣、自武家今日以勸修寺大納言有御執奏、可有御思案之由有勅答云々、³³

辞任に抵抗しつづける政基に業を煮やした政家は、將軍家を通じて、さらに後土御門天皇の協力を仰ぐこととなった。さすがの政基もこれには抗しきれず、関白辞任を承伏したのであるが、そこまでしないと近衛政家は関白就任を実現させることができなかつたのである。九条家は撰関職をめぐる近衛政家と激しく相克する関係にあったといえるだろう。

応仁の乱以降の九条家は撰関家として相応しくないような行動形態にあったものの、にもかかわらず、近衛政家の強力なライバルとして行く手を遮っていたのである。

2. 九条家の卓越性と政治力

前節で述べたように、九条家は在国の身ながら、撰関職争いにおいて強い立場を維持できていた。では、なぜ、そのようなことが可能だったのだろうか。当該期の五撰家における九条家の卓越性を裏付けていた背景を探ってこよう。

公家社会における九条家の位置づけを確認しようとすると、次の史料が見通しを与えてくれる。

伝聞、九条前内府当職之事依武家執奏勅約云々、此事撰家五流外可被補其職事如何、内々自九条前関白有被相談子細、可被申所存云々、後三縁院有置文之子細云々、³⁵⁾

文明一七年、九条政忠は関白に就任した。しかし、傍流扱いだった政忠の関白就任については、五撰家嫡流以外ということ疑問の声があがった。それらの異論を押さえつける理論上の決め手は「後三縁院有置文之子細」であった。後三縁院、すなわち九条満家（一三九四～一四四九）の置文が撰関就任の正当性を保障しえたのである。「九条家」に対する何らかのブランド意識のようなものが存在していたのであるまいか。このような九条家の卓越性は、政忠薨去による関白交代時に明瞭となる。

長享二年、一条冬良が関白となった。³⁶⁾この関白交代については『後法興院記』の長享二年八月二三日条が詳しい。

伝聞、去夜関白公教忠薨逝、痢病云々、一昨日花山辞退右府云々、今度就武家之昇進、内府当職所望事自東山殿被執奏云々、雖然関白未拝賀之間、右府辞退事可被仰出之由今月初勅答云々、右府又雖為未拝賀依仰辞退云々、関白已薨逝之上者不及沙汰歟、

冬良関白就任の背景には義尚の内大臣昇進があり、内大臣退任を余儀なくされた冬良には右大臣か摂関へと昇進させようということになったが、関白の九条政忠も右大臣の花山院政忠も拝賀を済ませておらず退任に支障があった。既定路線であった義尚の任内大臣には、空席作りという問題が発生していた。しかし、その障害は意外なかたちでクリアされた。九条政忠が薨去したことにより自然解決されることとなったのである。

ただし、この人事を否定的に捉えている人物もいた。『実隆公記』の長享二年八月一三日条を見てみよう。

今度内府昇進事、為東山殿御執奏大閣被執申之云々、

冬良の任関白には武家執奏と二条持通の挙状という強力な後押しがあった。実隆は、そのうち持通の意見に批判的で、その理由を三点に渡って列挙している。

尚執柄事同東山殿御執奏也、無幾程又被申之条、令未拝賀、旁不可然歟、是一①、

太閤書状趣、今度一条博陸事無御沙汰者摂家之恥辱之由被申之、片手打之申状也、九条同摂家也、何如此被申之哉、是一(②)、

九条与一条異于他之子細在之間、尚執柄事涯分加扶持之由、故禪閣□旧院御前直被申入之事被聞食及也、只今内府競望之□亦不穩便歟、是一(③)、

簡単に要約すると、次の通りとなる。

①今の関白九条政忠も義政の執奏なのに、拝賀もしないまま短期間で退任させるのは適当ではない。

②一条家が関白になれないのは摂関家として恥辱というが、九条家だって摂関家なので、条件は同じである。

③かつて一条兼良は後花園天皇の御前で「九条家と一条家は他とは違うのだから、全力でバックアップしなければならぬ」と語っていたそうだ。

三点目に注目していただきたい。「一条家と九条家は特別」という認識が記されているのである。九条家の摂関家家門としての伝統的卓越性は、この時代においても一定の影響力を保持していたようである。

この時期の九条家、九条政基の立場を支えていたのは、叙上の九条家の伝統的卓越性に加え、後土御門天皇との

関係性にも求められる。具体的様相を確認しよう。

自九条家門有使者、一昨日 勅免事被仰出、自愛無極候、度々被入御意候間最前令申候云々、使二令対面、明後日幕下可被参内云々、前関白指貫事被借用間、可召進之由令返答、

右は『後法興院記』の明応七年一二月一三日で、唐橋在数殺害事件から三年近くが経過してようやく九条政基が後土御門天皇から赦免されたという内容である。一見すると後土御門は九条家に厳しい態度で接していたように思われる。しかし、このような厳正な姿勢には、「かわいさ余つて憎さ百倍」といった要素があつたのかもしれない。

今日当番公條朝臣参仕、於宿者下官参候、数刻勅語之子細等在之、右相府大麓所望事等粗有申入之子細等、不能委記之。³⁶

有免後の文亀元年（一五〇一）、九条尚経（「右相府」、政基嫡子）が関白を所望した。

自関白大職事代始蒙詔之臣無故辞職之条、浄土寺関白^{延慶}、外無其例之由被申之、頗抑留氣也、入夜有被仰談之旨、愚存之旨申入之。³⁷

尚経の所望に対し現任の一条冬良は代始に任じられた関白が理由なく辞職するのは異例として「頗抑留氣」であつ

たという。現任の一条冬良は辞退に難色を示したのである。

時元宿禰来、聊有仰談事給盃、相語云、今夜詔宣下云々、右大臣尚経公蒙関白詔云々、前関白非辞退之儀云々、凡踐祚以後即位以前執政改補其例不詳云々、自九条三ヶ度例勘進、皆以不快例云々、近臣輩依鬲肩欺、自一条奏聞之儀不申入云々、⁽³⁸⁾

尚経は自己正当化の先例を勘進したものの、その全てが冬良や近衛政家から凶例と指弾される事例であった。にもかかわらず九条家の意向はまかり通り、尚経の就任が実現した。右は『後法興院記』であるが、見ての通り近衛政家は、その要因を「近臣鬲肩」に求めている。また、三条西実隆は次のように記す。

関白猶以寿永、建武例有被申之旨、但於于今可有御沙汰之由勅定堅固也、⁽³⁹⁾

実隆によると、強引な関白交代が実現した決め手は「勅定堅固」にあったとされる。政家にせよ、実隆にせよ、尚経の関白就任を後土御門天皇及びその近臣たちの意向によるものだとしているのである。九条家は唐橋在数殺害事件により勅断を受けたが、本来的に近臣を含めた天皇家との関係は良好であったといえるだろう。

九条家は前代以来の蓄積や、それに基づくであろう天皇家（近臣）との良好な関係により、唐橋在数殺害事件などのトラブルにも関わらず、五摂家の中でも特異な位置を維持していたのである。前章で見たようにこの時期の五摂家を「近衛流」「九条流」との二項対立だけで捉えるのは厳密ではない。しかし、近衛家と九条家の関係に限っ

て観察すると、政治的に優等生であった近衛家の前には、異端児九条家という壁が立ちはだかっていたのである。

おわりに――二条家との関係

ここまで本稿では政家期を中心に、近衛家と一条家・鷹司家・九条家の関係を眺めてきた。簡単にまとめると、政家期の近衛家は、一条家や鷹司家とは相応に友好的な関係を構築していたが、九条家との関係性は緊張感を帯びるものであった、ということになる。原則的に五撰家内部には「近衛流」と「九条流」という区分けがあり、それなりの紐帯の存在も否めないが、だからといって、その二項対立だけで五撰家を把握するとすれば、やや観念的に過ぎ、錯綜した実態を見失う恐れもあるだろう。

本稿の分析においては二条家を除外した。「はじめに」でも述べたように、別稿を用意しているからであるが、本稿の結びにかえて、大雑把に政家期の近衛家と二条家との関係を眺めておこう。

近衛政家と二条持通（一四一六―一四九三）の関係については次の史料が参考になる。

三位中将昇進事申入処有勅許、去廿一日為吉日間、宣下事可為件日由申入、左中将如元之由同被宣下、抑中将兼
官事去廿日自大閤有被相示旨、尚基卿可申納言金吾事例不快之間、御家門被申金吾中将事申請度之由被命之、中
納言中将事必就上首事候之間、今度可申中納言中将由令返答了、⁴⁰⁾

近衛尚通（三位中将）の昇進についての政家と二条持通との相談内容が記されている。内容を意識すると「二

条家の尚基は中納言と中将を同時に申請せず、まず中将に昇進させてから中納言にさせるので、すでに中将である尚通が今回は中納言を申請してください（傍線部）といった感じになる。近衛家と二条家は嫡子の昇進について事前に当事者間で申し合わせる間柄にあった。互いに利害を調整し合う関係にあったといえるだろう。

次に『後法興院記』文明一一年閏九月三日条を抜粋しよう。

奉書状於二条前関白許、遷幸次第等可借給之由令申之、康正度造内裏之時、遷幸次第借給之、西園寺家作進次第也、近衛政家が二条持通に「遷幸次第」の貸与を請うている。二条持通は政家にとって故実上の相談相手であった。また、同日条には、他にも特記すべき叙述がある。

入夜帰、関白渡領事、昨今家礼面々ニ宛行之、

関白に就任した政家が殿下渡領を差配したことがわかる。これに関して注目したいのは、その一ヶ月少し前の記事である。

自二条前関白有書状、隨身秦久枝敷地事也、自後普光園院時被申家門被免除地利間、無相違之様被仰付者可悦入之趣也、令返答不可有子細之由、鴨居殿内也、

右は『後法興院記』の文明一一年八月二三日条であるが、政家のもとに持通からの書状が届けられた。二条良基の時の先例を踏まえて「隨身秦久枝敷地」の「地利」を免除して欲しいという依頼である（傍線部）。それを受けて政家は問題なしと返答している（波線部）。おそらく殿下渡領の差配に関する措置であろうが、ここで政家は二条家の既得権益を二つ返事で保障している。

このような両家の関係は、世代を超えて持続している。

執政事可有与奪之由去十七日自相国被举達内府書状、又一昨日自内府以使者頼被懇望之間可辞退之由今朝申遣了⁽⁴⁾、

右は持通からみて孫にあたる二条尚基の関白就任に関する記事である。尚基の昇進に先立って、一条冬良を介した二条尚基書状と直接政家に宛てた尚基書状が近衛邸に届いている。それは近衛尚通の関白禅譲を要請する依頼文であったが、その要請を近衛家家長の近衛政家は快諾している。近衛政家は、二条持通にお世話になった分を、次代の二条尚基などへ還元していたのである。戦国期に近衛家が全盛期を迎える素地は、政家のこのような「気配り」（人によってはそれを「打算」と表現するのかもしれない）により整えられていたのであろう。

(1) 黒嶋敏「山伏と將軍と戦国大名」、『中世の権力と列島』高志書院 二〇一六、初出二〇〇四、二六八頁。

- (2) 湯川敏治『戦国期公家社会と荘園経済』（続群書類従完成会 二〇〇五）。
- (3) 廣田浩治「中世後期の九条家家僕と九条家領荘園～九条政基・尚経期を中心に」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇四 二〇〇三）など。
- (4) 水野智之「足利義晴～義昭期における撰閥家・本願寺と將軍・大名」（『織豊期研究』一二・二〇一〇）、二～三頁。
- (5) 『後法興院記』文明二年三月二十九日条。
- (6) 『後法興院記』文明一五年四月二二日条。
- (7) 『後法興院記』明応九年一〇月七日条。
- (8) 『親長卿記』明応六年二月二十八日条。
- (9) 『宣胤卿記』文明二年一月二二日条。
- (10) この時代の文芸の会が持った政治性を無視するつもりはないが、將軍や天皇とは違い主催者が一条家であることや、応仁の乱後の兼良を取り巻いていた諸状況（後述する経済面など）を踏まえた場合、さしあたり「私的」と表現しても問題ないと判断した。
- (11) 『後法興院記』文正元年八月二〇日条。
- (12) 『後法興院記』応仁二年一〇月三〇日条。
- (13) 『長興宿禰記』文明一一年閏九月一八日条。
- (14) 『親長卿記』長享二年三月二十六日条。
- (15) 『後法興院記』明応二年二月四日条。
- (16) 『後法興院記』文正元年一二月二日条。
- (17) 「未刻許殿令向鷹司亭給、余同之、依招引也、数刻有大飲、及秉燭帰宅」（『後法興院記』応仁元年正月一三日条）。

- (18) 『後法興院記』 延徳二年九月三日条。
- (19) 『後法興院記』 明応元年八月二三日条。
- (20) 『実隆公記』 文明十一年二月三〇日条。
- (21) 『後法興院記』 文明十五年三月二二日条。
- (22) 『宣胤卿記』 文龜二年正月一〇日条。
- (23) ただし、政家の行動を見る限り、同じ「近衛流」として近衛家が鷹司家に同族意識を持っていたことまでは否定できない。
- (24) 『長興宿禰記』 文明八年五月一日。
- (25) 『後法興院記』 文明十三年二月一〇日条。
- (26) 『親長卿記』 長享二年八月二三日条。
- (27) 『後法興院記』 明応五年正月八日条。
- (28) 『宣胤卿記』 文龜元年十二月一八日条。
- (29) 『後法興院記』 文正元年十二月二三日条。
- (30) 「今夜有閔白詔、二条謙退之替□九条左府致麻被補之、上卿勸修寺大納言、弁頭左□弁兼顯朝臣也、四位外記不参、康純参入、」(『実隆公記』 文明八年五月一日条)。
- (31) 「伝聞、昨日於陣九条前閔白四十七云々准三宮宣下云々、次権大納言尚経卿任右大将、内府転任左云々、上卿中御門大納言云々」(『後法興院記』 延徳三年十一月二九日条)。
- (32) 『後法興院記』 文明十一年一月二五日。
- (33) 『後法興院記』 文明十一年二月一三日。

- (34) 『後法興院記』 文明一七年閏三月一〇日条。
- (35) 『実隆公記』 長享二年八月二五日条。
- (36) 『実隆公記』 文龜元年六月二四日条。
- (37) 『実隆公記』 文龜元年六月二六日条。
- (38) 『後法興院記』 文龜元年六月二九日条。
- (39) 『実隆公記』 文龜元年六月二七日条。
- (40) 『後法興院記』 文明一六年一二月二六日条。
- (41) 『後法興院記』 明応六年四月二六日条。

